

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集 農地転用の闇

心が育つまち

4月から私は、羽島市青少年育成推進員として活動を開始しました。お役目は読んで字のごとく、すべての青少年が健全に育成され、すばらしい社会人として成長する為に・・・です。つまり青少年ボランティアという事になります。

他人をおもんばかり、隣人や社会のお役に立ちたいという奉仕の精神を持つ。働きがいや、生きがいの感じられる全員参加型の社会の形成につながってほしいと思います。

農地法の許可制度

農地は、私たちに穀物・野菜を供給する貴重な財産です。農地法は、不耕作目的での農地の取得、農地の無秩序な転用等を防止するため、農地・牧草放牧地の権利移動及び農地の転用については許可を要することになっています。

牧草放牧地：農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のため採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。

農地の売買・貸借（農地法第3条）

個人又は農業生産法人が農業をする目的で、農地の売買・貸借等により権利を取得する場合は許可が必要です。

居住する市町村の区域内：「農業委員会許可」

居住する市町村の区域外：「県知事許可」

農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施による農地等の権利を取得する場合：「届出」

全て提出先は農業委員会

農地の転用の制限（農地法第4条）

同一事業の目的に供するため4haを超える農地を農地以外のものにする場合には、都道府県知事経由で農林水産

大臣の許可を受けなければなりません。

それ以外の転用(4ha以下の場合等)は、農業委員会経由で都道府県知事の許可を受けなければなりません。

ただし、その農地が市街化区域内であればあらかじめ農業委員会へ届け出るだけで済みます。

また土地収用法等の法律によって「収用または使用した農地をその目的に沿って利用する場合」にも許可は不要になります。

農地などの転用のための権利移動の制限（農地法第5条）

農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く)にするため、所有権の移転、地上権その他使用収益を目的とした権利の設定・移転を行なう場合には、農業委員会経由で都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また前述と同様に、

4ha以上の場合は都道府県知事経由で農林水産大臣の許可

市街化区域内の農地または採草放牧地であれば農業委員会への事前の届出

土地収用法その他の法律によって収用された場合などにも許可は不要です